



岐阜市企政第44号  
平成25年11月20日

岐阜市庁舎のあり方検討委員会 委員長 様

岐阜市長 細江 茂光



岐阜市庁舎のあり方について (諮問)

新市庁舎建設の必要性を判断するため、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

市役所本庁舎は昭和41年の建設から47年、また、南庁舎は昭和35年の建設から53年が、それぞれ経過して老朽化が相当に進行しています。

また、本庁舎は天井梁等にアスベストが使用されており、大地震に見舞われた場合、アスベストが庁舎内や近隣に飛散して、庁舎が使用できなくなるだけでなく、近隣住民に被害を及ぼすことが危惧されます。加えて、利便性の面においても庁舎機能の分散、狭隘や不十分なバリアフリー化など様々な課題を抱えているところであります。

とりわけ、南海トラフ地震など大きな災害の発生が危惧される本市においては、大規模災害時に災害対応の司令塔となる本庁舎が使用できなくなる可能性が高いということは極めて深刻な問題であり、新市庁舎の建設は喫緊の課題であると認識しているところであります。

つきましては、現在の市庁舎の課題等を踏まえ、新市庁舎建設の必要性、並びに新市庁舎建設が必要と認められる場合は、その機能、規模及び建設候補地について、貴委員会に諮問するものであります。